

委員会決定個別留意事項の反映状況

情報通信研究機構	1	家畜改良センター	18
酒類総合研究所	2	農業・食品産業技術総合研究機構	19
大学入試センター	3	国際農林水産業研究センター	20
国立特別支援教育総合研究所	4	森林研究・整備機構	21
国立青少年教育振興機構	6	水産研究・教育機構	22
国立女性教育会館	8	海技教育機構	23
教職員支援機構	10	航空大学校	25
国立科学博物館	12	自動車技術総合機構	27
国立美術館	14	住宅金融支援機構	29
国立文化財機構	16	国立環境研究所	31
国立高度専門医療研究センター（NC）6法人	17		

「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和2年12月4日独立行政法人評価制度委員会決定）における法人別の留意事項の反映状況

【情報通信研究機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 今後も法人がICT技術に関する研究開発及びその成果の社会実装において中核的な役割を果たしていくため、研究者が研究に専念する時間を確保し、効果的・効率的な研究活動を行えるようにするとともに、社会のニーズを適時的確に把握した研究開発を戦略的に進められるよう、研究者の確保・育成のみならず、研究事務の補助者やリサーチ・アドミニストレーターといった研究支援人材や、知的財産の活用に係る専門人材の確保・育成について、法人において具体的方策を定めて取り組むべきことを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>○ Beyond 5Gの知財・標準化活動を強力に推進し、NICT内の技術シーズと標準化や知財に関する知識・ノウハウを結集するため、Beyond 5Gの知財・標準化を検討する体制を整備し、外部専門家の雇用を含む人材の確保、NICT内外とのノウハウの共有、知財取得支援等に集中して取り組む。(11頁)</p> <p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産の活用に係る専門人材の確保及び育成の取組状況 (25頁) <p>○ テニユアトラック制度の推進、給与や研究環境を含めた処遇面の改善など、若手や競争の激しい研究分野の研究者の確保に資するよう、魅力ある制度を充実させるとともに、民間等で事業経験のある研究支援人材を確保するものとする。(17頁)</p> <p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究支援人材の確保及び資質向上等の取組状況 (25頁)

【酒類総合研究所】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 輸出促進や酒類業への技術支援といった酒類行政に対するニーズの拡がりを踏まえて、関係する他の機関が果たすべき役割との関係に留意しつつ、法人の使命や政策体系上の位置付けについて今一度検討し、その結果を踏まえて、適正課税及び適正表示の確保といった業務にとどまらず、社会のニーズが高い業務に法人が積極的に取り組めるよう、目標の重み付けを行ってはどうか。</p>	<p>3(1) 日本産酒類の競争力強化等 【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本産酒類の競争力強化のため、ブランド価値の向上に向けた研究等を実施することは、政府方針として掲げられている日本産酒類の輸出促進目標の達成に向けた重要な施策であるため。（4頁） <p>3(2) 酒類製造の技術基盤の強化 【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類製造の技術基盤の強化に関する業務は、日本産酒類の輸出促進のみならず、海外の活力を地方創生に取り込むという観点からも重要な取組であるため。（4～5頁） <p>※ 政策体系上の位置付けの検討に係る記載は以下のとおり。</p> <p>1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>(3) 国の施策における酒類総研の位置付け</p> <p>「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）において、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とすることを目指すとされ、さらに「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産部決定）において、酒類については清酒等を重点品目とし、ターゲット国等を定め、更なる輸出拡大に取り組んでいくこととされるなど、<u>累次の政府方針において日本産酒類の輸出促進の方針が掲げられている。</u>・・・</p> <p><u>こうした方針の下、国税庁は、酒類行政の基本的方向性を定め、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化（特に輸出促進）に取り組んでいる。国税庁の技術的基盤を担う酒類総研は、酒類業の振興の取組の1つである技術支援において、日本産酒類の輸出促進に資する研究・調査等の業務を実施しており、重要な役割を担っている。</u></p>

【大学入試センター】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 今後の受験料等収入等を見据えた財政基盤の改善について、法人におけるこれまでの検討状況等を踏まえ、今後の対応について目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>○ ……令和2年度に実施された共通テストの志願者数は対前年度比約2万人の減少となり、今後も高等学校等の新規卒業見込者数は減少する見込みであることから、検定料収入の減少を踏まえ、検定料、成績提供手数料など、受益者負担の在り方や大学の配分経費の配分額等（以下「受益者負担の在り方等」という。）を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を確保するほか、収支差の平準化のための検討を行う…（後略）…。（1頁）</p> <p>○ 18歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、既存業務の徹底した見直し・効率化等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。（7頁）</p>
<p>○ 試験実施により蓄積した統計データやノウハウ等の資産を有効活用する方策を検討することについて、目標に盛り込んではどうか。その際、レピュテーションマネジメント（評価・ブランドイメージの獲得等）にも留意してはどうか。</p>	<p>○ 大学入学者選抜方法の改善に向けて、教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、大学入学者選抜における Computer Based Testing (CBT) などの新技術の活用や障害のある者等への合理的配慮、アドミッションスタッフの育成支援など、政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。（5頁）</p> <p>○ ……研究成果については、共通テストの改善に活用するとともに、各大学との研究協議等を通じた、各大学の入学者選抜方法の改善や、国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案への活用を促し、その活用状況も含め、多様な手段で積極的かつ効果的に公表する。（5頁）</p> <p>○ <u>教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を実施した上で、その仕組みを構築する。</u>（5頁）</p> <p>○ 業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすい情報開示を図るとともに、毎年度、積極的な開示を行う。（8頁）</p>
<p>○ 信頼性の確保・向上の観点から、必要に応じて、法人のガバナンス強化について目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>○ 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の充実・強化を図るため内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。（7頁）</p> <p>○ ……試験問題の作成にあたる委員の業務量の適正化を図るとともに、<u>秘密保持を徹底し、毎年の問題作成及び点検を厳格に行う</u>とともに、試験問題に関する自己点検・評価、第三者評価を行い、適切な問題を作成する。</p> <p>また、評価結果を公表するとともに、必要に応じて改善を図る。（3頁）</p>

【国立特別支援教育総合研究所】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ オンライン研修の実施による効果进行分析し、更に効果的なオンライン研修を構築するとともに、集合・宿泊型研修や体験型研修等の在り方について見直し、研修体系を再構築することについて、目標に盛り込んではどうか。その際、環境変化を踏まえた研修内容や研修ターゲット等の検討に当たり、主務省より今後の指導者等研修・青少年研修の在り方についてビジョンを示すことが肝要ではないか。</p> <p>また、研修体系の見直しを進めて行く中で、研修をより効率的・効果的に実施するためにも、4法人が連携することについて検討してはどうか。</p>	<p>研修実施後は、その内容や実施方法による効果等进行分析し、ポストコロナ社会におけるICTの活用や一層のオンライン研修の充実を図るとともに、「<u>集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス</u>」の在り方についての検討を早急に進め、「<u>フィールドを有する実践研究と架橋した研修</u>」という研究所の強みを生かした研修体系を構築すること。また、<u>研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人は、研修のより効率的・効果的に実施に資するため、その連携について検討すること。</u></p> <p>さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との共同研究で得られた成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、外部有識者の意見を取り入れながらPDCAサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。（5頁）</p>
<p>○ 研修内容については、教育現場のICT化や採用人材の多様化、マネジメント人材等の育成といった政策の方向性や環境変化に対応するとともに、現場で真に必要なものとするため、単なる満足度を測るアンケート調査に留まることなく、より現場の声を吸い上げられるような有意義な調査の実施や、調査研究等の活用による内容の見直し等を求めることについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>研修の実施に当たっては、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした「<u>研修指針</u>」を基本とするが、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。企画段階においては、<u>新型コロナウイルス感染症での課題や教育現場における現状を踏まえつつ、これまでの研修の実施状況やアンケート結果から導き出された課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、国や地方自治体、教職員支援機構、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等の関係機関と協議・連携の上、研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、ICT環境の整備の推進等、社会情勢の変化等を研修内容に反映させること。</u>研修の形態については、研修目的に留意しつつ、宿泊及びオンラインを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施すること。また、研修受講者が、研修で得られた成果を各地域に還元できるようにすること。（5頁）</p> <p>これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。（6頁）</p>

○ 更なる成果普及等に資するためにも、主務省と各法人が連携して情報発信等を強化することについて、目標に盛り込んでどうか。

(1) 特別支援教育に関する情報発信

① 戦略的な広報の推進

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう取り組むこと。

また、情報収集・発信方策や広報の在り方を明示した広報戦略を基本としつつ、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を総合的に収集すること。研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高いICTツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進すること。（6～7頁）

(3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信

① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援

さらに、全国特別支援教育センター協議会が全国におけるインクルーシブ教育システム構築において重要な役割を果たすよう、その取組を支援すること。得られた知見については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。（8頁）

【国立青少年教育振興機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ オンライン研修の実施による効果を分析し、更に効果的なオンライン研修を構築するとともに、集合・宿泊型研修や体験型研修等の在り方について見直し、研修体系を再構築することについて、目標に盛り込んでどうか。その際、環境変化を踏まえた研修内容や研修ターゲット等の検討に当たり、主務省より今後の指導者等研修・青少年研修の在り方についてビジョンを示すことが肝要ではないか。</p> <p>また、研修体系の見直しを進めて行く中で、研修をより効率的・効果的に実施するためにも、4法人が連携することについて検討してはどうか。</p>	<p>（序文）＜政策を取り巻く環境の変化＞ （～省略～）</p> <p>特に、Society5.0時代において、新しい技術を活用した多様な主体との連携・協働による学びがより一層進展していくことが想定される。一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が進み、未だ終息が見えていない。これらの状況を踏まえ、青少年が自然の中で五感を働かせて行う体験活動の重要性に主眼を置きつつも、学校におけるICTを効果的に活用した事前・事後学習等でのサポートなど、体験活動の在り方を模索していく必要がある。（2頁）</p> <p>（4）ICTの利活用 学校におけるGIGAスクール構想（児童生徒1人1台端末の実現等）など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、<u>ICTを効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。</u> また、青少年教育指導者等を対象にした全国的な会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行う。（12頁）</p> <p>（3）施設の効率的な利用の促進等 青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。 また、<u>国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の4法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため、当該4法人における連携について検討する。</u>（14頁）</p>
<p>○ 研修内容については、教育現場のICT化や採用人材の多様化、マネジメント人材等の育成といった政策の方向性や環境変化に対応するとともに、現場で真に必要なものとするため、単なる満足度を測るアンケート調査に留まることなく、より現場の声を吸い上げられるような有意義な調査の実施や、調査研究等の活用による内容の見直し等を求めることについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>5. 青少年教育に関する調査研究 青少年教育のナショナルセンターとしてこれまで実施し、関係機関で活用されてきた調査研究を踏まえ、青少年教育に関するより充実した調査研究を行う。具体的には、各年齢期（幼児期から青年期に至るそれぞれの発達段階）に応じて取り込まれるべき体験の効果と課題を明らかにするために、青少年における全国規模で定期的なデータの収集が見込まれる基盤的調査研究に加え、時宜に即した青少年教育の課題に対応した課題別の調査研究を実践的、複合的に関連し合うよう戦略的に行うとともに、国内外の調査結果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図る。（9頁）</p> <p>（2）調査研究成果の普及及び活用 <u>機構が実施する各種事業の企画・立案や体験活動プログラムの開発に調査研究成果を適切に反映させる</u>とともに、青少年教育に関する資料や調査結果等に関するデータベース等を拡充し、文部科学省等の機関と連携して広く関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等へのこれらの成果を普及し活用を図るとともに、引用数や個票データ数等による活用状況の把握に取り組む。（10頁）</p>

○ 更なる成果普及等に資するためにも、主務省と各法人が連携して情報発信等を強化することについて、目標に盛り込んではどうか。

(2) 調査研究成果の普及及び活用

機構が実施する各種事業の企画・立案や体験活動プログラムの開発に調査研究成果を適切に反映させるとともに、青少年教育に関する資料や調査結果等に関するデータベース等を拡充し、文部科学省等の機関と連携して広く関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等へのこれらの成果を普及し活用を図るとともに、引用数や個票データ数等による活用状況の把握に取り組む。(10頁)

(1) 広報の充実

国民の青少年教育に対する理解を増進し、体験活動を推進する社会的気運を醸成するため、機構の業務全体について、インターネットやマスメディア等を積極的に活用した広報を、文部科学省等の機関と連携して広く展開する。(11頁)

【国立女性教育会館】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ オンライン研修の実施による効果进行分析し、更に効果的なオンライン研修を構築するとともに、集合・宿泊型研修や体験型研修等の在り方について見直し、研修体系を再構築することについて、目標に盛り込んではどうか。その際、環境変化を踏まえた研修内容や研修ターゲット等の検討に当たり、主務省より今後の指導者等研修・青少年研修の在り方についてビジョンを示すことが肝要ではないか。</p> <p>また、研修体系の見直しを進めて行く中で、研修をより効率的・効果的に実施するためにも、4法人が連携することについて検討してはどうか。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の拡大は、男女に関わらず社会的・経済的に大きな影響をもたらしている。配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化への懸念、また、雇用・所得への影響は特に女性に対して強く表れており、ポストコロナを見据え、男女共同参画社会の実現に向けて強力に取り組むことが必要である。一方で、<u>この影響を負の側面のみならず変革の好機としても捉え、社会や人々の生活様式の変容を踏まえた、研修や調査研究事業等を行うことが必要である。</u>研修事業に関しては、第4期中期目標期間中から、eラーニングを活用した動画配信と連携した取り組みを実施しており、今後は、オンライン研修と集合研修それぞれの利点を生かした、<u>新たな研修体系を構築することが必要である。</u>（2頁）</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変容を考慮しつつ、基本計画等で示された政府の政策に基づき、女性はその資質・能力の向上等を図り、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画するための力をつけることができるよう、女性のみならず男性、若年層も対象に男女平等意識の涵養や女性問題解決に資する教育を進めるなど、男女共同参画に係る研修、調査研究、広報・情報発信、国際貢献を推進する。特に、若年層に対して男女共同参画意識の醸成を図る取組の充実を図る。（2～3頁）</p> <p>・また、国立青少年教育振興機構、国立特別支援教育総合研究所、教職員支援機構及び会館の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討する。（4頁）</p> <p>・会館では、男女共同参画に係る研修、調査研究、広報・情報発信、国際貢献の取組を実施するにあたり、<u>より多様な主体へ積極的に広報を行う中で、若者の男女共同参画に関する意識・意見を把握にするとともに、次代を担う若者への男女共同参画に関する理解を促進させる取組を実施する。男女共同参画は、男性にとっても重要であり男女が共に進めていく必要であるため、女性に限らず男性への理解促進の取組も進める。</u>（11頁）</p>
<p>○ 研修内容については、教育現場のICT化や採用人材の多様化、マネジメント人材等の育成といった政策の方向性や環境変化に対応するとともに、現場で真に必要なものとするため、単なる満足度を測るアンケート調査に留まることなく、より現場の声を吸い上げられるような有意義な調査の実施や、調査研究等の活用による内容の見直し等を求めることについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>・毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。</p> <p>・アンケート調査等では、課題などの改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。（4、5、6頁）</p> <p>・調査研究から把握された課題や実態を、研修プログラムの企画・開発を行う際の参考として活用する。また、調査研究のプロセス、または各年度の研修への活用状況について評価できるような目標を中期計画で設定し、外部の有識者の評価を受け、研究内容の改善を図るとともに、研究成果の普及についての助言を得る。（7頁）</p> <p>・これまで実施した基礎的研修の実績を踏まえ、女性アーカイブを所有する施設間のネットワーク形成に重点</p>

	<p>を移し、中期目標期間中に女性アーカイブに関する研修を実施し、毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修成果を効果的に活用できているなどのプラスの評価を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査等では、課題などの改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。（8頁） ・毎年度、セミナー参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、80%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。 ・アンケート調査等では、課題などの改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。（9、10頁）
<p>○ 更なる成果普及等に資するためにも、主務省と各法人が連携して情報発信等を強化することについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画において、会館の役割として、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図ることが挙げられており、男女共同参画に関わる様々な情報が会館にアクセスすることで幅広く利用できる体制を整え、地方公共団体、企業、大学、学校を始めとした教育機関等において、関係者が情報を有効に活用できる環境を整える。 このため、<u>継続的に国内外の専門的な資料や情報、会館や関係府省、地方公共団体等の関係機関の施策、事業、調査研究等の情報を幅広くとりまとめて整理し、文部科学省や関係機関等と連携してわかりやすく提供していく。</u>（7頁）

【教職員支援機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ オンライン研修の実施による効果进行分析し、更に効果的なオンライン研修を構築するとともに、集合・宿泊型研修や体験型研修等の在り方について見直し、研修体系を再構築することについて、目標に盛り込んではどうか。その際、環境変化を踏まえた研修内容や研修ターゲット等の検討に当たり、主務省より今後の指導者等研修・青少年研修の在り方についてビジョンを示すことが肝要ではないか。</p> <p>また、研修体系の見直しを進めて行く中で、研修をより効率的・効果的に実施するためにも、4法人が連携することについて検討してはどうか。</p>	<p>中期計画の策定に当たっては、「Society5.0」と呼ばれる社会への対応、<u>アクティブ・ラーニングの推進、「GIGAスクール構想」の下での教育のICT活用と環境整備、「学校における働き方改革」の推進、今般のコロナ禍の中での新しい教職員研修スタイルの構築などの現下の政策課題及びスケジュールを踏まえ、研修事業の再構築を図るものとする。</u></p> <p>上記 i の研修で扱うテーマをマネジメント系の内容に重点化し、<u>教職員の職階・年齢別にシームレスに提供するものに再編する。</u>研修のICT活用を推進し、<u>教職員のICT活用能力の向上を図るとともに、適切な知識・技術の伝達を中心とする座学的研修はオンライン研修への移行を進める一方、集合・宿泊型研修は教師自身が自ら課題を見つけ解決方法を考える内容を中心に据えて実施するものとする。</u></p> <p>また、<u>集合・宿泊型研修とオンライン研修の両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の在り方を検討し、確立する。</u>（3頁）</p> <p>また、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討する。（5頁）</p>
<p>○ 研修内容については、教育現場のICT化や採用人材の多様化、マネジメント人材等の育成といった政策の方向性や環境変化に対応するとともに、現場で真に必要なものとするため、単なる満足度を測るアンケート調査に留まることなく、より現場の声を吸い上げられるような有意義な調査の実施や、調査研究等の活用による内容の見直し等を求めることについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>研修全般の目標とする成果の指標については、以下の①、②のとおり、研修機能の強化を図ることを最重要指標とする。</p> <p>① <u>調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修の高度化及び体系化を図る。</u></p> <p>② ICT活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を確立する。</p> <p>各研修の目標とする成果指標については、以下に掲げるような方法を基本として研修ごとに定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。</p> <p>上記（1）i の研修の成果指標は、以下の①～③とする。</p> <p>① 研修は、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスを基本に標準定員を設定して実施するほか、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする（前中期目標期間の参加率実績（平均値）：109.8%）。</p>

	<p>② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る（前中期目標期間の有意義率（大変有意義率）実績（平均値）：99.5%（88.9%））。</p> <p>③ 学校及び教育委員会等から参加する受講者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る（前中期目標期間の成果活用率実績（平均値）：98.9%）。</p> <p>また、学校から参加する受講者に対しては、校内研修等（勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等）への活用状況について、85%以上から「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。（前中期目標期間の校内研修活用率実績（平均値）：91.9%）。</p> <p>上記（1）ii、iiiの研修は原則オンライン研修で実施することとし、<u>研修効果の最大化を図る観点から研修と調査研究を連携・往還させながら、集合・宿泊型研修の要素を組み込んだ最適な組合せを3年間（令和5年度まで）で検討し、確立する。</u>そのため、上記（1）ii、iiiの研修の定量的な成果指標については中期計画において定める。（4頁）</p>
<p>○ 更なる成果普及等に資するためにも、主務省と各法人が連携して情報発信等を強化することについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>機構が有する関係機関間ネットワークのハブ機能、研修実施機能、調査研究機能の有機的連携を図り、情報発信を強化するとともに、学校教育関係職員の研修の充実に係る指導、助言及び援助を行う。（6頁）</p> <p>オンライン講座の一層の充実、情報交換機会の提供を行うほか、教員の資質向上に関する情報発信を行う。また、学校現場における優れた実践事例の表彰を行い、その取組を普及し、教職の魅力を発信する。（6頁）</p> <p>調査研究の成果については、<u>機構の研修事業をはじめとした各種の事業に適切に還元させるとともに、文部科学省等と連携しながら調査研究の成果の普及を図るものとする。</u>（8頁）</p>

【国立科学博物館】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 施設に大勢の来館者を迎えることが困難な状況下において、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も控える中、集客促進や文化観光振興、新たな収益の確保等に向けて、関係団体・施設との連携強化や新たなタイアップの模索、更なるICT化への対応を含めた収藏品等の保管・利活用、魅力的なデジタルコンテンツの開発等にイノベティブに取り組むことについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在世界を脅かしている新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大は、人々の生活を一変させた。今後しばらくは、予測不能な状況が世界規模で続くことが見込まれ、このような社会変化にも柔軟に対応する「新しい博物館の在り方」の検討が求められている。こうした状況下で本中期目標期間は、不確実性とリスクがある中で、人々の「新しい生活様式」に対応した博物館経営を推進していく必要がある。【環境変化2頁】 ・ 国立科学博物館が保有する標本・資料の重要性や収集・保管する意義について、国民の理解を促進するために、ICTを活用した収蔵庫の公開や標本・資料等のデジタルアーカイブ化による情報提供を行う【Ⅲ2.(1)5頁】 ・ 国立科学博物館で所有している標本・資料のみならず、全国の科学系博物館等で所有している標本・資料について、その所在情報を関係機関等と連携して的確に把握し、情報を集約し、オープンサイエンスの推進に向け国内外に対して、標本・資料情報の活用を促す観点から積極的に発信する【Ⅲ2(2)5頁】 ・ 調査・研究及び標本・資料の収集を通じて蓄積された知的・物的・人的資源を一層活用するとともに、国内各地域の科学系博物館や大学等と連携協働しながら、展示・学習支援事業等の博物館ならではの方法で社会に還元する【Ⅲ3.6頁】 ・ 国立の科学系博物館として、また自然史等の中核的研究機関としてふさわしいものを重点的に行うこと。その際、「新しい生活様式」に対応した観賞環境の確立を目指し、その在り方を検討する【Ⅲ3.(1)11頁】 ・ 外国人を含む多様な入館者へのサービス向上という視点から、ICT等を活用し分かりやすい展示解説のコンテンツを充実させる【Ⅲ3.(1)6頁】 ・ 弾力的に開館日・開館時間を設定し、安全で快適な観覧環境を提供する【Ⅲ3.(1)6頁】 ・ 子供から大人まで様々な年代の人々の科学リテラシーを高める学習支援事業を関係機関等と連携・協力して実施すること。特に、他の科学系博物館では実施困難な事業を重点的に行うこと。その際、学習支援事業については「新しい生活様式」を踏まえた在り方を検討する【Ⅲ3.(1)6頁】 ・ 「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」等の視点を踏まえた新しい学習プログラムの開発や、ICT等を活用して遠隔で受講可能な学習支援活動を試行的に進める【Ⅲ3.(2)6頁】 ・ 国内の科学系博物館をはじめ、大学、研究機関、教育機関、企業等の様々なセクターと連携協働する事業を積極的に開発する【Ⅲ3.(3)7頁】 ・ 博物館等との連携協働事業の実施の際は、「新しい生活様式」を踏まえた在り方を検討する【Ⅲ3.(3)7頁】 ・ 様々な媒体を通じて自然や科学に関する情報を広く国民に提供するとともに、国民の国立科学博物館への理解を深めること。SNS等様々な手段を活用し、国立科学博物館の活動の成果に関する情報を発信すること。さらに、外国人入館者等に向けた多言語対応等、近隣の施設等との連携等も図りつつ、効果的な情報発信を推進する【Ⅲ3.(3)7頁】 ・ 「新しい生活様式」を踏まえ安全で快適な観覧環境を提供するとともに、防災等の視点を入れて、計画的に進める【Ⅵ4.10頁】

<p>○ 国立科学博物館については、文化振興への貢献に係る具体的な内容を目標に盛り込んではどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然科学と人文科学を融合させて新たな研究の可能性を探る【現状と課題 1 頁】 ・文化資源の積極的な活用を図り、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機に国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かり易く紹介することで、我が国の文化観光に資する【環境変化 2 頁】 ・国立科学博物館が文化庁の所管になったことを踏まえ、基盤研究とプロジェクト型の総合研究に加え、自然科学と人文科学を融合させた新たな研究の可能性を探る【Ⅲ1. (1)3 頁】

【国立美術館】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 施設に大勢の来館者を迎えることが困難な状況下において、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も控える中、集客促進や文化観光振興、新たな収益の確保等に向けて、関係団体・施設との連携強化や新たなタイアップの模索、更なるICT化への対応を含めた収蔵品等の保管・利活用、魅力的なデジタルコンテンツの開発等にイノベティブに取り組むことについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>・国立美術館は、美術振興の中心的拠点として、学術的意義、国民の関心、国際文化交流の推進等に配慮しつつ、質の高い展覧会を開催することで国内外の幅広い人々に多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会を提供するものとする。</p> <p>展覧会の実施に当たっては、次の点にも配慮するものとする。</p> <p>(イ) 国家的規模で行う主導的な展覧会の実施 (ロ) 全国の美術館に方向性を示す先導的な展覧会の実施 (ハ) 新しい芸術表現を取り入れた先端的な展覧会の実施</p> <p>開催する展覧会は、上記の点を踏まえ、開催目的、期待する成果、学術的意義等を明確にするとともに、新しい切り口や研究成果を活用した展示、より一層の調査研究、関連資料の充実、展示説明資料の工夫等による所蔵作品等の新たな魅力の創出、国民の潜在的なニーズの把握、地域との連携等を含めた効率的かつ効果的な広報戦略の実施などに戦略的に取り組むものとする。(2～3頁)</p> <p>・地方巡回展については、地域における鑑賞機会の充実のため、受け入れ側と積極的に連携し、また受け入れ側の要望を十分に踏まえつつ、国立美術館としての機能を生かした魅力ある展覧会の実現を図るものとする。(3頁)</p> <p>・国立映画アーカイブにおいては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った上映展示機能の充実を図るものとする。(3頁)</p> <p>・国民の美術に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進に寄与するため、<u>最新の科学技術・情報通信技術を活用しつつ、国立美術館に関する情報の公開・発信を積極的に進めるとともに、国内外の美術に関する情報を収集・提供し、美術に関する情報拠点としての機能を強化するものとする。</u>(4頁)</p> <p>・日本・アジアにおいては西洋美術の、世界においては日本近・現代美術の研究の中心となることを目指し、所蔵する作品・資料をデータベース化して国内外に発信するとともに、関連資料を積極的に受け入れるための収集方針について検討するものとする。(4頁)</p> <p>・学校や社会教育施設等の様々な機関との連携により、国内外の幅広い人々を対象とした多様な学習機会を提供するものとする。(4頁)</p> <p>・ボランティアや支援団体との協力、ICTの活用により、美術館における教育普及事業の充実を図るものとする。(5頁)</p>

- ・国立美術館が所有、蓄積する美術作品や人材等を活用し、美術振興のナショナルセンターとして、国際交流等を推進するとともに、我が国の美術館活動全体の活性化に寄与することが必要である。
また、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた交流事業や連携事業等、新しい美術館のあり方を確立するための取り組みを推進するものとする。（８頁）
- ・国際的に我が国を代表する映画文化振興の中核となる総合的な機関として、国内外の映画関係団体等との連絡を密接に図り、その連携・調整について役割を果たすものとする。（９頁）
- ・独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かし、より一層のサービス向上を実現するため、渉外、広報機能の強化、ICT への対応の強化等、組織・体制の強化を図るものとする。（１０頁）
- ・「新しい生活様式」を踏まえた事業展開に伴う収益の獲得やクラウドファンディングを活用した資金獲得など、自己収入の確保を図るものとする。（１１頁）
- ・アート・コミュニケーション推進センター（仮称）を設置し、日本美術及び国内美術館の振興を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や文化観光振興等に寄与する。（１３頁）

【国立文化財機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 施設に大勢の来館者を迎えることが困難な状況下において、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も控える中、集客促進や文化観光振興、新たな収益の確保等に向けて、関係団体・施設との連携強化や新たなタイアップの模索、更なるICT化への対応を含めた収蔵品等の保管・利活用、魅力的なデジタルコンテンツの開発等にイノベティブに取り組むことについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館の運営については、昨今、世界中で猛威を振っている新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の価値観が変化している中、国内外の感染状況を十分見極めた上で適切な対策を講ずるとともに、「<u>新しい生活様式</u>」に対応した博物館の在り方を確立していくことが必要とされている。【使命 2～3 頁】 ・国宝・重要文化財にかかわらず、国立博物館は収蔵品について、専門的な調査研究を行い、その成果を反映しながら、「新しい生活様式」にも配慮した展覧事業において計画的に展示することが使命である。収蔵品の状態に留意しつつ、適切な数量を平常展で展示し、日本の歴史や日本美術の流れを概観できるよう工夫を施す。さらに収蔵品以外の文化財も含め特定のテーマの下に企画する特別展（外国における展覧事業も含む）は、新たな知見を拓き、文化財の価値をより広く深く理解することに大きく寄与するものであり、質の高い展示を提供する必要がある。また、観覧環境の向上等を図るべく、来館者に配慮した運営を行う。【Ⅲ1. (2)4 頁】 ・「新しい生活様式」にも配慮しつつ、講演会、ギャラリートーク等（以下「講演会等」という。）を開催し、来館者等を対象とする教育・普及活動の充実と向上や幅広い層を対象とした多様な学習機会の提供、ボランティアの受け入れや博物館支援者増加への取組を推進する。【Ⅲ1. (3)5 頁】 ・展覧事業及び各種事業に関し、積極的な広報を行うとともに、ウェブサイトにおいて収蔵する有形文化財に関する情報を公開し、その質的向上と量的拡充を推進し、アクセスの増加を図る。【Ⅲ1. (3)5 頁】 ・文化財活用センターは、文化財が持つ新たな魅力や価値を引き出し、文化財を通じた豊かな体験と学びを提供することで、文化財の次世代への確実な継承のみならず、地方創生、観光振興につながる新たな活用のあり方を目指す。そのため、文化財に親しむためのコンテンツの開発とモデル事業の推進、国立博物館収蔵品貸与促進事業の促進、文化財機構の文化財のデジタル資源化の推進と国内外への情報発信及び文化財の保存等に関する相談・助言・支援を行う。【Ⅲ1. (6)8 頁】 ・文化財防災センターは、文化財の防災・救援のための連携・協力体制の構築、文化財防災のための技術開発、専門的な知見から必要となる支援を行うとともに、文化財防災に関する地域の専門的人材の育成を図る。【Ⅲ2. (6)12～13 頁】 ・文化財機構に関する情報の提供、業務・システムの最適化等を図ることとし、ICTを活用した業務の合理化・効率化を図る。【Ⅳ2. 14 頁】 ・コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた事業展開において、引き続き展覧事業のサービスの向上に努め、安定的な自己収入の確保を図る【Ⅴ1. 14 頁】

【国立高度専門医療研究センター（NC）6法人】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 本年4月に発足した「国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）」については、その具体的な取組内容や評価軸等をNC6法人共通的に目標に盛り込むなど、研究開発成果の最大化の観点から定期的に活動状況の評価を行い、適切にPDCAサイクルを回していけるようにしてはどうか。</p>	<p>③ NC間の疾患横断領域における連携推進 NC間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。 <u>具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NCがそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。</u> <u>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NCの研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。</u> <u>また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</u> ・・・（がん5頁/循5頁/精5頁/国5～6頁/成5頁/長5頁） ※ 6法人共通で記載。また、評価軸・評価指標・モニタリング指標も設定。</p>

【家畜改良センター】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 畜産に関する国の全体目標に対する法人の役割を明確にし、目標達成に向けた家畜改良等を行うため、国の全体目標と現状を整理した上で、法人に求める具体的な成果について、目標において明確化してはどうか。</p>	<p>家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標では、消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、これまで以上に「強み」のある畜産物を安定的に供給することができるよう、より効率的な畜産物生産を進めるための、「家畜づくり」にデータを生かすことを求めている。</p> <p>これまでセンターでは、DNA情報を活用した評価（ゲノミック評価）を駆使すること等による改良速度の加速化や遺伝的多様性に配慮した種畜生産等の民間では取り組み難い事業を担い、農家への種畜・種きん供給を行う都道府県や民間事業体に候補種雄牛や育種素材等を供給してきた。（中略）また、中立・公平な立場から全国的な規模で家畜の遺伝的能力を評価し、その結果を公表してきたところである。</p> <p>今後とも、我が国における全国的な家畜改良を推進するため、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・種きんの改良や、遺伝的能力評価の実施、畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供及び多様な遺伝資源の確保・活用に取り組む。（3～4頁）</p> <p>のように、1 全国的な改良の推進（3頁）、2 飼養管理の改善等への取組（7頁）、3 飼料作物種苗の増殖・検査（9頁）、4 調査・研究及び講習・指導（10頁）については、第1段落において国全体の目標、第2段落において法人のこれまでの取組成果（現状）を整理した上で、第3段落において法人に求める具体的な成果を明確化している。</p> <p>例えば、乳用牛では、「中期目標の期間において、ホルスタイン種については、家畜改良増殖目標の育種価目標数値を踏まえ、乳量が+56.4kg/年以上、乳脂肪が+3.3kg/年以上、無脂乳固形分が+5.7kg/年以上、乳蛋白質が+2.5kg/年以上の遺伝的能力を有する等の候補種雄牛を毎年度概ね30頭以上作出」という指標を示している。（4～5頁）</p>
<p>○ 畜産農家の高齢化等による生産基盤の弱体化が進む中、効果的・効率的な家畜改良等を行うため、家畜に関するデータの利用促進や飼養管理技術の高度化を推進するための人材確保を進めることについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を適正に把握し適材適所の人事配置を推進することにより、職員の意欲向上を図るとともに、国際学会での発表や留学等を通じ海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材育成に取り組むこととする。</p> <p>また、情報セキュリティ対策をはじめとした高い専門性を持つ人材の確保のための採用試験の実施や、人材の確保・育成に関する方針を定めた関連規程に基づく、法人内資格制度を活用した飼養管理技術等の高度化、農林水産省や他の独立行政法人等との人事交流や研修等を行うことにより必要な人材の育成を図る（19頁）</p>
<p>○ 生産基盤の強化につながる飼養管理技術の高度化等に関する知的財産について、保護と活用を図るとともに効果的な成果の普及を促進するため、特許取得及び標準化への取組を推進することについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>センターが取り組む調査・研究の成果については、成果の権利化又は公知化や、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等をはじめ、適正な方法を採用しつつ、成果の普及に取り組むこととする。（12頁）</p>

【農業・食品産業技術総合研究機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 農業の担い手が減少する中、スマート農業の推進や食料自給率目標などへ貢献するため、研究成果を更なる社会実装へつなげるとともに、新たな国際標準化を目指す分野と既存の国際標準を活用する分野を整理し、戦略的に研究成果の普及を進めることについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第5期は、これまで進めてきたオープンイノベーションや研究開発成果の社会実装に向けた取組を強化し、研究開発から社会実装までを戦略的に実施するため、農業界・産業界と一体的となった連携を推進する。その際には、特に、農研機構発ベンチャー支援のための体制の整備及び民間資金・資源の活用を図る。</p> <p>また、地域農業研究センターを核として、民間企業や地方自治体（公設試を含む。）、大学等と連携し、研究開発成果を地域の農業界・産業界の隅々まで浸透させるため、その社会実装に向けた取組を推進し、地方創生の実現に貢献する。（5頁）</p> <p>特に国際標準化に向けた取組として、<u>農研機構が開発した検査・測定法等の技術を国際標準化する取組と同時に、海外が先行する国際標準に我が国の実情を反映させ、社会実装に向けた取組を戦略的に行うこととする。</u>その際、試験方法・評価方法、新たなカテゴリー等の国際標準化に当たっては、国内標準を経由した国際標準化ルートも検討する。（5頁）</p>
<p>○ 法人に求められる研究課題のニーズに対応するとともに、自らの研究開発を促進するため、民間企業等からの外部資金獲得を更に推進することについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>目標達成のための戦略を策定し、当該戦略に沿って限りある資源を効果的に配分し、最高のパフォーマンスで研究を進めることが重要である。これまでの組織改革で長期ビジョンに基づく戦略の立案機能と本部司令塔機能が構築されてきた。</p> <p>第5期はそれらの機能を最大限発揮させ、<u>農業・食品産業分野のイノベーション創出のための戦略の下、基礎から応用までのインパクトのある課題を課題解決型で立案し、効果的な進行管理を実現する。そのために、戦略的な外部資金獲得や研究資源の投入を一元的なマネジメントで実施する。</u>（4～5頁）</p> <p>第5期は、これまで進めてきたオープンイノベーションや研究開発成果の社会実装に向けた取組を強化し、<u>研究開発から社会実装までを戦略的に実施するため、農業界・産業界と一体的となった連携を推進する。</u>その際には、特に、農研機構発ベンチャー支援のための体制の整備及び民間資金・資源の活用を図る。（5頁）</p>

【国際農林水産業研究センター】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 気候変動などの地球規模課題に対する貢献が一層求められる中、法人が貢献すべき分野を明らかにしてより能力を発揮するため、他の農林水産業に関する研究開発法人との役割分担について、目標において明確化してはどうか。</p>	<p>地球規模の食料・環境問題に対処して国際貢献を図るとともに、<u>開発途上地域における農林水産業研究に関する中核的な役割を担い、我が国の国際農林水産業研究を包括的に行う唯一の試験研究機関として、我が国の農林水産業研究の高度化等に貢献するため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）</u>、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構等の国立研究開発法人との協力関係を強化し、<u>上記の役割などを果たせるように、各法人が有する技術シーズや研究資源の相互活用を図り、役割分担を明確にした上で研究開発等を推進する。</u>（4～5頁）</p>
<p>○ 開発途上地域における研究の成果がどのように活用され、当該地域にいかに貢献しているかに加えて、法人の活動が我が国のプレゼンス向上につながっていることについて、幅広い世代が身近に感じ関心を持つことで法人の存在意義に関する理解を高めるため、自らの役割に基づく研究成果の広報活動を更に推進することについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>多様な媒体やコミュニケーションツールを活用して研究開発成果や国際農研の活動を広く発信し、<u>農林水産業分野における国際的な研究開発の必要性や国際農研の貢献、研究活動を通じた科学技術外交への寄与等に対する国民の理解を促進するため、国内外における情報発信や双方向コミュニケーションの機会を拡充する。</u>（5頁）</p>

【森林研究・整備機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 我が国の人工林が本格的な利用期を迎えている中、森林資源の循環利用を進めるための低コスト造林技術の開発や新たな木材需要の創出、風水害に強い森林整備などを行うため、林業全体が直面している課題と、課題解決に向けて法人が取り組むべき具体的な業務の方向性について、目標において明確化してはどうか。</p>	<p>我が国の人工林の多くが本格的な利用期を迎えている中、森林資源の循環利用を進めるための低コスト造林技術の開発や新たな木材需要の創出、風水害に強い森林整備などを進める必要がある。また、クリーンウッド法の施行に伴い、合法性が確認された木材の利用促進が求められている。一方、山村地域では、若年層を中心に人口の流出が著しく、過疎化や高齢化が更に進み、所有者が不明な森林の増加や林業労働力の減少のほか、地域経済の低迷といった問題が顕在化している。厳しい地形条件などに起因する労働生産性の低さや労働災害発生率の高さといった林業特有の課題を克服し、林業・木材産業の成長産業化や、木質系新素材等従来の林業の枠を越えた新たな価値の創出を図るため、林野庁においては、令和元(2019)年12月に林業イノベーション現場実装推進プログラムが策定され、近未来の林業のあるべき姿が提示されている。また、山村地域の新たな雇用や収入機会を確保するためには、基幹産業たる林業及び木材産業のみならず、地域資源を活かした産業を育成することで、山村経済の内発的な発展を促すことが不可欠である。以上を踏まえ、再生可能な資源である木質資源と森林空間を持続的に利用しながら、安全・安心で豊かな循環型社会を実現するため、また、森林資源の循環利用を通じ、我が国の人工林の若返りを図り、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、以下の4つの戦略課題を設定し、川上から川下までの森林に関わる産業の一体的発展と山村振興に資する研究開発を推進する。</p> <p>ア 林産物の安定供給と多様な森林空間利用の促進に資する研究開発 イ 生物特性を活用した防除技術ときのご等微生物利用技術の開発 ウ 木材利用技術の高度化と需要拡大に向けた研究開発 エ 木質新素材と木質バイオマスエネルギーの社会実装拡大に向けた研究開発 (8～9頁)</p>
<p>○ 国土の約3分の2を占める森林の公益的機能や資源の活用について広報活動を推進し、若い世代の関心を醸成することにより人材の確保、育成につなげることに、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>新たな木材需要や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進するとともに、国土の約3分の2を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進し、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。このため、利用者が使いやすい形で、プレスリリース、ウェブサイト、SNS及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。(14～15頁)</p>
<p>○ 新たな木材需要の創出や森林の整備・保全等に向けた研究成果の社会実装を促進するため、研究成果の活用方策について産業界等へ広報を進めるとともに、標準化への取組を推進することについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>研究開発で得られた成果や科学的知見等については、学術論文等による公表はもとより、森林・林業・木材産業や行政施策に活用され、新たな木材需要の創出や森林整備・保全の低コスト化等に向けた社会実装を促進するよう、産業界等に向けた広報、国内外の規格や標準化への寄与、人材育成の支援、行政への提供、災害時の緊急対策への協力等を通じて、社会への還元と橋渡しを図る。加えて、特許など知的財産に関する戦略を明確化し、そのマネジメントを推進する。また、研究開発成果のオープンサイエンス化に向け、研究データの適切な公開・提供を推進する。(6頁)</p>

【水産研究・教育機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 水産資源のモニタリングに必要なデータ収集及び分析に関し、法人が所有する調査船による調査に加えて民間の船舶等を活用した幅広い収集活動を行うとともに、ICT化の推進により、収集から分析までを効率的に行うことについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>水産業の持続可能な発展のための水産資源に関する研究開発（別紙「重点研究課題1」）については、水産資源研究所が主となり取り組む。<u>資源評価の高度化及び評価種の拡大への対応、それを支えるICT等の基盤研究、水産資源と気候変動による海洋環境変動に関する研究を行うとともに、さげます資源の回復・管理に係る研究を行う。（4頁）</u></p> <p>水産業の成長産業化に結び付く今後必要となる調査・研究等を、着実かつ効果的・効率的に推進するため、産官学、特に民間との連携を積極的に行い、異分野融合を通じた取組を実施する。 <u>（中略）連携に当たっては、海洋に関する幅広い情報の収集による水産資源評価等への活用や研究成果の社会実装の推進を図ることを念頭に、連携の枠組みに合わせた適切な知的財産の管理や研究分担の明確化、包括的連携協定の締結など、効率的かつ効果的な連携を可能とするよう配慮する。（8頁）</u></p> <p>漁業練習船「天鷹丸」については、人材育成及び研究開発の双方の業務に従事する運航体制を保持し、効率的に運用する。 また、資源評価の高度化や評価対象種の拡大に対応するために資源調査を行う漁業調査船の効率的かつ効果的な運用を図るとともに、漁業から得られるデータや民間用船等による調査の充実等も踏まえ、水産機構における調査体制の検討を進め、必要な代船建造等漁業調査船の更新・整備を図る。（10頁）</p> <p>我が国周辺及び国際水域における水産資源の持続可能な利用を目指し、研究開発を推進することにより、国際的に遜色のない資源評価の実施とこれを支える基礎的知見の充実が求められている。このための3つの柱として、<u>（ア）資源評価手法の効率化・高度化、（イ）資源評価対象種の拡大への対応、（ウ）資源評価を支える生物情報や海洋環境変動に関する科学的知見の向上を掲げ、ICT等を活用した効率的・効果的なデータ収集及び分析を進めながら、変動する海洋環境と社会経済の状況を見据えた研究開発を実践する。（別紙1頁）</u></p>

【海技教育機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 人口減少社会の中で船員の安定的・効果的な確保・育成が求められていることを踏まえ、国の検討会の議論や業界のニーズを反映した海技教育の見直し及び練習船や学校施設運用の効率化に向けた取組を進めることについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 海技教育の実施</p> <p>(略) 海技教育の実施に当たっては、<u>人口減少社会の中で船員の安定的・効果的な確保・育成が求められていることを踏まえ、国際条約に的確に対応するとともに、「船員養成の改革に関する検討会」の結果や業界のニーズを反映した海技教育の見直し及び練習船や学校施設運用の効率化に向けた取組を進める。</u></p> <p>また、海技教育に関し持続可能な取組を進め、引き続き船員の安定的・効果的な確保・育成を推進していく。(3頁)</p> <p>(1) 新人船員養成</p> <p>① 内航船員養成</p> <p>(a) 養成定員と養成課程</p> <p>内航船員養成事業においては、四級海技士から六級海技士までの新人船員の養成を行うものとし、とりわけ、内航船員の主な供給を担っている四級海技士養成課程については、期首の定員を400名とする。</p> <p>内航新人船員の養成定員及び課程については、<u>社会情勢の変化に応じて、船員教育機関及び海運業界等の関係者による検討結果等を踏まえ、期間中、拡大に向けて定員を見直すものとする。</u></p> <p>(b) 課程の再編</p> <p>海上技術学校(以下「海技学校」という。)及び海上技術短期大学校(以下「海技短大」という。)で行っている四級海技士養成課程については、「船員養成の改革に関する検討会」の結果や業界ニーズを踏まえ、<u>海技短大への重点化や一部航海・機関の両用教育を残すことを含め、両用教育から航海・機関それぞれの専科教育等へ段階的に移行を進める。</u></p> <p>(c) 海運業界のニーズを受けた教育内容の高度化等</p> <p>国際条約改正や技術革新に対応した教育内容の高度化に取り組む。併せて、<u>海運業界が強く求める船員に不可欠とされる安全意識の向上や資質の涵養に資する教育訓練、練習船の多科・多人数配乗の解消のため、陸上での代替訓練を取り入れた教育訓練及び訓練環境の充実を図る。</u></p> <p>また、前中期目標期間から取り組んでいる座学教育と航海訓練の一体的実施について、実施効果を検証し更に推進する。</p> <p>(d) 航海訓練</p> <p>航海訓練においては、<u>航海訓練環境の改善を行い、海技学校の短大化等の改革に対応した配乗計画を策定する。</u></p> <p>また、国際条約の改正等に的確に対応し、船員教育機関及び海運業界と連携して、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を習得させる。さらに、海技資格に必要な講習の実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力して実施する。(4頁)</p>

② 外航船員養成

(a) 養成定員と養成課程

外航船員養成事業においては、三級海技士の新人船員の養成を行うものとする。

また、三級海技士養成定員及び養成課程については、「船員養成の改革に関する検討会」の結果や業界ニーズを踏まえ入学対象要件を見直し、更に幅広いリソースから人材確保が可能となる課程の拡充について検討を行う。

(b) 海運業界のニーズを受けた教育内容の高度化等

国際条約改正や技術革新に対応した教育内容の高度化に取り組む。併せて、海運業界が強く求める船員に不可欠とされる安全意識の向上、資質の涵養、機器運転操作や整備の反復を取り入れた教育訓練及び訓練環境の充実を図る。

(c) 航海訓練

学生の練習船への配乗に際し、その中立・公平性を確保しつつ、養成目的及び関係法令の要件に基づき効果的・効率的に航海訓練を実施する。

航海訓練においては、航海訓練環境の改善を推進する検討を行い、配乗計画を策定する。

また、国際条約の改正等に的確に対応し、関係機関と連携して、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させる。さらに、海技資格に必要な講習の実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力して実施する。(6頁)

(2) 実務教育

海技免許を取得するために必要な講習以外の講習等について見直しを行い、業界のニーズに適した講習を実施できるよう合理化を図る。また、業界のニーズを取り入れながら既存講習の改善を図るとともに、時代に合った新たな要望に基づく講習の新規開講に取り組む。

水先人の養成については、引き続き安定的な確保に努め、その教育の実施に際しては、これまでに培ったノウハウを有効活用し、受講者の能力の検証・分析結果を踏まえ、更なる内容の充実を図る。(7頁)

第6 その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備の整備

機構の目的の確実な達成のために、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

練習船においては、国際条約改正や技術革新に対応した航海訓練の実施、その他効率的な業務運営のために帆船を汽船に更新することも含め、船隊規模について検討する。(13頁)

【航空大学校】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 将来的な操縦士不足に対応した操縦士の養成・確保を安定的に実施するため、質の高い教育に必要な教官の人材確保・育成や訓練内容の向上に向けた取組を推進することについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 教育の質の向上</p> <p>基幹的要員となる質の高い操縦士の養成を行うという観点から、以下の施策を実施することにより教育の質の向上を図る。</p> <p>① 学生への教育の質の向上</p> <p>イ <u>航空会社と業務運営等に関して定期的に意見交換や情報交換を行い、エアラインパイロットに要求される知識・技能等を的確に把握し、教育内容、教育体制の充実を図るとともに、より多くの学生が操縦士として就職できるよう就職支援にも活用する。また、操縦士養成に係る教育技法及び評価法に関する調査・研究、国内の諸施設の実態調査並びに国際基準の調査・研究等を実施し、その成果を教育・訓練に反映させる。</u></p> <p>ロ 学科教育については、教育内容の充実等により、学内成績や国家試験合格率の維持・向上を図る。</p> <p>ハ 操縦教育について、操縦技量の一層の底上げを図るため、これまでの検証結果を踏まえて、操縦演習における追加教育制度の更なる充実を図る。</p> <p>④ 教官の質の確保</p> <p><u>教育の質の向上や平準化を図るため、操縦士養成における教官の教育技法等の向上及び標準化に向けた取り組みを充実させる。(2、3頁)</u></p> <p>(2) 航空安全に係る教育等の充実</p> <p>③ <u>実機訓練における教育の実態をより正確に把握するとともに、教育の質の更なる向上、平準化を図るために必要な措置を推進する。(5頁)</u></p>
<p>○ これまでの訓練中の事故を踏まえ、航空安全に係る教育の充実を図るため、安全管理体制の強化に向けた取組を進めることについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 教育の質の向上</p> <p>③ 訓練環境の維持・向上</p> <p>安定的な訓練実施のため、訓練環境の維持・向上を図る。</p> <p><u>特に、天候や機材不具合等に影響される飛行訓練を計画的に実施するため、既存の訓練環境に応じた教育内容の最適化を図りつつ、必要な訓練環境の整備を図る。また、整備委託先と適切な意思の疎通及び整備情報の共有により十分な機材不具合対応を実施する。(2、3頁)</u></p> <p>(2) 航空安全に係る教育等の充実</p> <p>航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止することは、航空安全行政の重要な課題であり、理事長のリーダーシップの下、航空事故・重大インシデント0件を目標に、大学校において以下の事項を行うとともに、これまでの安全対策の見直しによる効果や課題を総括した上で安全管理に係る体制の不断の見直しを行う等により、安全管理体制の強化に向けた取組を定着させ、安全運航の確保を図る。(4、5頁)</p> <p>① 航空安全プログラム(SSP)に基づき、次に掲げる取組を実施する。</p>

- イ 大学校の安全に関する取組目標について、次に掲げる観点から安全指標及び安全目標値を年度計画において設定する。
- a. 業務の特性を表した指標であること。
 - b. 測定可能な指標であること。
 - c. 過去の実績、事業計画等と照合し、現状よりも改善（現状が最高の安全性を示し、現状以上の改善ができない場合は、維持を含む。）した値を目標値としていること。
- ロ 安全管理システム（SMS）のもと、大学校の安全達成度の測定及び監視等により、安全の傾向について把握・分析を行い、安全に関する取組目標等の再設定、安全最優先の意識の徹底、組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有等、必要な安全対策を実施する。
- ハ 大学校の安全に関する情報の収集体制を強化し、必要な場合には国土交通省等に報告する。
- ニ 組織全体における安全に関する統一的な組織風土の醸成を促進するために、役員及び職員に対する安全教育を実施するとともに、整備委託先等についても安全教育に関する指導・監督を行う。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討、その結果について周知・徹底等を図るための活動を推進する。
- ② 学生に対する安全教育の充実のため、安全教育を訓練初期から実施し、遵法精神を含む安全意識を定着させるとともに、訓練機システムの理解を深め、操作手順との整合性を図る。
 - ③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するとともに、教育の質の更なる向上、平準化を図るために必要な措置を推進する。
 - ④ 訓練機の運航に直接関係する部門（整備委託先等を含む）に対する定期的な安全監査や、日常の業務における管理・監督等を通じて、最適な安全管理の実施やヒューマンエラーの防止等に努め、安全対策に万全を期す。
 - ⑤ 年1回程度、組織全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、適切かつ有効に機能しているか確認し、必要に応じて見直しを行う。

【自動車技術総合機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 新たな自動車技術に関する保安基準が増えることにより、業務量が増加することを踏まえ、全国 93 カ所の事務所等を行う自動車検査や型式認証審査の効率化や老朽化した検査設備の整備を進めるとともに、メーカーから機微な技術情報入手する必要性が増していることも踏まえ、法人の情報セキュリティ確保に向けた取組を進めることについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 的確で厳正かつ公正な業務の実施</p> <p>(1) 自動車の審査業務</p> <p>①型式認証における基準適合性審査等</p> <p><u>自動運行装置に係る基準適合性審査並びに自動車メーカーにおける自動運転車等のプログラムの適切な管理及び確実な書換えのための業務管理システム等に関する技術的審査をはじめ、自動車が市場に投入される前に実施する型式認証における基準適合性審査等の的確で効率的な実施に向けた取組を推進すること。</u></p> <p>また、今後ますます進展する自動車の高度な技術に関する審査に確実に対応するため、従来の自動車認証審査部内での研修に加え、自動車認証審査部外の専門家による研修（15回）を通じた職員の技能向上等による審査体制の強化を図ること。（2頁）</p> <p>②検査における基準適合性審査</p> <p>（略）加えて、監事を補佐する監事監査室において、<u>引き続き内部統制のモニタリングを適切に実施すること。</u></p> <p>また、審査事務規程に則った検査業務が行えるよう、<u>必要な機器・設備を整備するとともに、職員への研修や、受検者へ検査業務の理解を求める周知活動等に取り組むこと。</u>（略）</p> <p>検査業務時の車両の状態を画像等で取得する機器及び検査業務の結果等について電子的に記録・保存する高度化施設を有効に活用することにより、業務の適正化と不正改造車対策を推進すること。</p> <p>また、検査機器の判定値についても<u>高度化施設において一元管理し、車両毎に適用される基準が異なる場合や、基準改正があった場合等に迅速かつ一律に対応できるよう、高度化施設の機能向上を図ること。</u>（3、4頁）</p> <p>2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援</p> <p>(2) 自動車の審査業務の高度化</p> <p>②検査における基準適合性審査</p> <p>進展する自動車技術に対応するため、審査事務規程の改訂や検査業務の実施方法の高度化を図ること。</p> <p>特に、自動車技術の電子化及び高度化の急速な進展に対応するため、改正法に基づき、自動車の電子的な検査（以下「OBD検査」という。）に必要な技術情報を自動車機構が一元的に管理することとされ、国土交通省が設置する「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」最終とりまとめ（平成31年3月）において、OBD検査の対象及び開始時期が決定されたことを踏まえ、令和3年9月までに初期のシステム構築を行い、同年10月より検査対象車両に関する技術情報の管理を開始すること。また、職員への研修や自動車整備事業者等に対する検査手法の周知・技術的支援、当該事業者等を含めたブレ運用を実施したうえで、令和6年10月よりOBD検査による合否判定を開始すること。</p> <p>また、自動車機構が道路運送車両法に基づいて管理する技術情報について、自動車整備事業者における</p>

OB D 検査に係る情報の適切な入力・提出を確保するために自動車整備事業者における OB D 検査の運用状況を調査するとともに、当該調査結果も踏まえた当該技術情報の不正利用の防止対策を検討するなど、技術情報の適正な管理・提供を確保すること。（6、7頁）

IV 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務運営

（3）業務運営の情報化・電子化の取組

自動車機構内の効率的な情報共有を図り、円滑かつ迅速な意思決定プロセスを推進するため、情報システム基盤の整備及びセキュリティ対策等を進めるとともに、各業務システムについても、自動車機構が保有するシステム全体としての最適化の観点から見直しを検討するなど、業務運営の合理化及び効率化を図ること。（9頁）

2. 組織運営

（1）要員配置の見直し

自動車機構においては、新技術や社会的要請に対応するため、改正法の施行を受けて新たに行うこととされた自動運行装置に係る基準適合性審査、OB D 検査に必要な技術情報の管理、自動車メーカーにおける自動運転車等のプログラムの適切な管理及び確実な書換えのための業務管理システム等に関する技術的審査等の業務や、並行輸入自動車の事前の書面審査に係る業務等について、重点的に要員を配置するなど体制の強化を図ること。

特に、OB D 検査に必要な技術情報の管理に関する業務については、約9万もの自動車整備事業者を含め、全国で OB D 検査が円滑に行われるために必要なシステム構築・運用など、極めて重要な役割を担うものであることから、専門部署の設置を含めた十分な体制強化を行うとともに、OB D 検査の高度化等についても、当該部署において調査・検討を実施すること。また、地方検査部等においても、OB D 検査のために必要となる技術情報の適正な管理・提供の確保に必要な運用状況調査、当該技術情報の提供等に係る整備事業者への技術的支援等が対応可能な体制を整備すること。（9、10頁）

（2）その他実施体制の見直し

自動車機構の業務が全体として効果的・効率的に実施されるよう必要な見直しを行うとともに、改正法の施行を受けて新たに行うこととされた業務の状況を把握した上で、関係機関との調整を担う本部機能の強化を含め、本部のあり方について検討すること。

また、今後、国土交通省において、自動車検査登録事務所等の集約・統合化の可否の検討を行う際には、自動車機構の事務所等の集約・統合化の可否も併せて検討すること。（10頁）

【住宅金融支援機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 既存住宅の建替えやリフォームの推進による安全で質の高い住宅への更新、省エネ住宅の普及推進など市場の活性化、地方創生に向けた地方移住等に係る住宅支援、マンションの老朽化対策や自然災害への対応等に関する地方公共団体の取組を支援するため、法人の住宅金融や住宅の技術基準に関する専門性を生かし、地方公共団体や民間金融機関・事業者等との連携による地域課題の解決に向けた取組を進めることについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 証券化支援事業</p> <p>① 略</p> <p>民間金融機関による証券化を支援するフラット35（保証型）が有する課題を解決するための取組を行うとともに、<u>取り扱う民間金融機関等のニーズに対応して、適宜適切な業務の見直しに努めること。</u></p> <p>③ <u>二地域居住・移住・子育て等の地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化すること。</u></p> <p>④ <u>信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努めるとともに、フラット35の不適正利用事案を踏まえ、適切に対応すること。社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。（2～4頁）</u></p> <p>(2) 住宅融資保険等事業</p> <p>⑤ 略</p> <p><u>地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化すること。</u></p> <p><u>社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。（6頁）</u></p> <p>(3) 住宅資金融通等事業</p> <p>② <u>大規模な自然災害への予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資等を実施するとともに、地方公共団体、地域金融機関等に対し、自然災害発生に備えた体制整備についての的確に支援すること。</u></p> <p><u>安全な住宅・住宅地の形成等の施策の実現に資するよう、耐震改修工事等に対するリフォーム融資を行うこと。</u></p> <p>③ <u>マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マンション管理業界団体等と連携した取組を行うとともに、マンション管理組合向け債券であるマンションすまい・る債の発行を通じて修繕積立金の計画的な積立てを支援するほか、マンション共用部分リフォーム融資、まちづくり融資等による建替え等の支援を行うこと。</u></p> <p>④ <u>子どもを産み育てやすく良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅融資を行うとともにサービス</u></p>

	<p>付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行うこと。</p> <p>⑧ <u>地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化すること。</u></p> <p>社会経済情勢に対応した調査研究を行い、<u>地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。</u>（6～8頁）</p>
<p>○ 災害の激甚化・多頻度化や新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、業務継続性の確保や業務の効率化、利用者の利便性の向上を図るため、手続のデジタル化等を推進することについて、目標に盛り込んでかどうか。</p>	<p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(5) デジタル化の推進</p> <p><u>機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化に資するIT基盤の整備を引き続き図るとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指した取組として、デジタル化を計画的に推進すること。また、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上で、保有データを活用したサービス提供等に努めること。</u></p> <p>なお、IT基盤の整備に当たっては、IT技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準の確保に努めること。（9頁）</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(2) リスク管理</p> <p><u>(略) また、災害の激甚化・多頻度化や新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備を図ること。</u>（11頁）</p>
<p>○ 海外の住宅市場への我が国事業者の参入を促進するため、関係府省や我が国の事業者と連携し、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援などのコンサルティング業務等に引き続き取り組むことについて、目標に盛り込んでかどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 証券化支援事業</p> <p>⑤ <u>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図り、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。</u>（4頁）</p>

【国立環境研究所】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 法人は、環境問題の解決に向けて防災、土木、農業など様々な分野と関わる幅広い研究を行っているが、気候変動適応など新たな課題が山積する中、法人のリソースを有効に活用するため、主務省において、法人が環境政策において果たすべき役割を今一度整理した上で、法人が優先的に取り組むべき課題及び期待する成果を目標に明示するべきではないか。</p>	<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 第5 期中長期目標期間においては、(中略) 1. (2) 及び3. を重要度「高」と設定して集中して取り組むこととする。(5 頁)</p> <p>1. 環境研究に関する業務 (2) 環境 研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 【重要度：高】 環境研究の各分野における基礎的調査・研究及び基盤整備等の取組は、推進戦略に提示されている各領域における重点課題に対応し、我が国の環境政策の意思決定の科学的根拠となるものであるため。(11 頁) (略) 本中長期目標期間の中で達成すべき主な目標については以下のとおり。(12 頁) (略)</p> <p>3. 気候 変動適応に関する業務 適応法に基づいて、国を始め地方公共団体、事業者、個人の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に総合的に取り組む。国の気候変動適応推進会議による関係行政機関相互の緊密な連携協力体制の下、具体的には①及び②に掲げる活動を行う。(18 頁) (略) 【重要度：高】 喫緊の課題として法制化された気候変動適応に関する取組であり重要度は高い。(19 頁)</p>
<p>○ 研究成果や国内外の研究者間ネットワークなど、法人が有する実績やポテンシャルをより分かりやすく効果的に発信することにより、研究開発成果の最大化に必要なリソースの確保につなげていくことについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 環境研究に関する業務 (4) 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 これらの取組により、国内外の研究機関や行政機関、関連ステークホルダーとの連携を促進し、研究の成果の最大化とともにリソースの確保を図る。(17 頁)</p> <p>2 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務 環境情報の収集、整理及び提供に加え、研究成果の普及についても一体として取り組むことで情報発信の強化に取り組む(17 頁)</p> <p>②研究成果の普及 国環研で実施した環境研究の成果について、幅広い層の国民の理解を増進し、社会との相互信頼関係の</p>

	<p>向上を図るため、以下の取組を通じて積極的な研究成果の普及を行う。(17頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>オープンサイエンスを推進するため、機関リポジトリ等を活用し、研究成果を蓄積し、利用しやすい形で提供するとともに、研究データのオープン化を促進する。</u> ・ <u>研究成果を発表するシンポジウムや施設の一般公開等のイベントにおいて、インパクトのある研究成果を直接国民に発信する。また、視察や見学、感染症等の影響にかかわらず実施可能なオンラインでの発信を通じて国環研及び研究活動への理解を深めることに努める。さらに各種イベントや講演会、研究者の講師派遣等のアウトリーチ活動を積極的に実施し、国民への環境研究等の成果の普及・還元を努める。</u> <p>第5 財務内容の改善に関する事項 (1) バランスのとれた収入の確保 健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、<u>交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、第3の1.(4)や第3の2.の成果を活用しつつ、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に一層努める。(21頁)</u></p>
<p>○ 研究成果を政策提言や社会実装に効果的につなげていくため、研究成果の活用推進等をサポートする研究支援人材の確保・育成を戦略的に進めていくことについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第6 その他の業務運営に関する重要事項 2. 人事の最適化 (1) 優れた人材の確保 <u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第15条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化やRAも含めた優れた人材の確保に努め、研究の活性化を促進する。(23頁)</u></p>